

過去の地震から知る、未来の備え ～人だのみでは家は直せない？

名古屋大学災害対策室 木村玲欧

未来の地震にそなえるためには、過去の地震を知ることが大切。1945年にこの地域で2,306人の死者を出した「三河地震」から、未来の備えにつながる教訓を考えていきます。

■傾いた家は、ジャッキで起こしてまた土台に乗せた。部屋と部屋の境目には、すべて筋交いを入れて補強をして住みつづけた。(明治村根崎集落(安城市根崎町)・岡田菊雄さん・一美さん)

かしいだ(傾いた)家は、ジャッキでギーギーギー起こして、柱の接合部なんかには筋交いを入れて、また土台に乗せていた。もちろん家の形もいがんでしまってたね。

四八畳(八畳×四間)の部屋だと、部屋と部屋の境目の障子のところには全て筋交いをばってんに入れたりした。隣の部屋へ入るときでも、くぐっていかないと頭をぶつける。今だったら人間の住む家じゃないね(笑)。



絵 阪野智啓

地震で家が壊れたら、どうやって建てなおし・修理・補修費用を調達すればよいのでしょうか。余裕がある人はポケットマネーや貯金で何とかしてください。別に茶化しているわけではありません。

「いざとなれば国だって何かはしてくれる」「被災者生活支援法というのがあって、ちゃんと生活を支えてくれる」という意見を聞きます。しかし被災者生活再建支援法は、まず家屋が全壊か大規模半壊という甚大な被害判定をうけないと支給されません。さらに年収 500 万円以下で最高 300 万円、年収 500～800 万円条件つきで最高 150 万円です。

そして重要なのは、このお金は家屋の解体費用や再建のための借入金の利息代には使えるものの、「家の修理・補修、建てなおしの費用」自体には一切使うことができません。たとえ自然災害であっても「個人の財産には補償をしない」という国の原則があるからです。

このような事態の解決策として「地震保険やJAの建物更生共済などに加入する」ことがあげられます。地震保険は、最高で建物が5000万円、家財が1000万円まで補償されます。建物更生共済は1000万円程度で、これだけでは足りないかもしれません。

また地震保険は「建物の主要構造物が壊れた場合」に保険がでるため、ちょっと壁が壊れたり屋根が落ちたりした程度では保険はできません。ここが損害保険とは違うので注意が必要です。「自分の家の構造では保険金はどういう場合に出るのか」を事前に確認する必要があります。

阪神・淡路大震災から10年後、2005年1月17日の神戸新聞では、地震で失った自宅のローンを返済しながら、新たなローンを組んで家を再建した「二重ローン」の被災者が少なくとも2000人以上いると報じられました。「くらしを守る」ためには綿密な事前のそなえが必要です。三河地震の家屋修理のようすを、ただ笑っているわけにはいきません。